

(例へば三菱所屬船頭一同白米十俵、小解船組合金一封、船主組合員某酒一樽、下關仲仕藤田組白米一俵等の寄贈)を得て漸次氣勢を揚ぐるに至つたので、年末荷動きの多忙なる折柄數百に達する船船の罷業は、大手筋たる三井三菱商船等の各會社には殆んど影響なきも、其の他に在りては荷役不能となりたるもの八日九日の兩日にて數隻(獨逸汽船エザーピック號、石原產業丸田丸、澤山汽船山輝丸、端鳳丸)大阪、坂井正一所有(一等)の荷役不能となりたると、一方荷役に從事する雜貨仲仕人夫の失業となり其の社會的に及ぼす影響大なるものあり、縣當局に於ては特高課長を派遣する等事件を重大視し双方に對し速かに解決を圖るべく警告を與へた結果、門司市會議長にして門司海運業組合長たる中野眞吾氏調停に乗り出すこととなつたのである。

九、官憲の斡旋と調停者の調停

法財團協調會福岡出張所

縣當局の斡旋により調停者中野眞吾氏(門司海運業組合長)事情に精通せる人であり且つ一面事業關係者である)は九日以來兩者の間に立ちて双方の意見を徵し且つ適當なる運賃率の協定を主張しつゝあつたが、十日朝に至り漸やく門司水上警察署に船運、船頭及び船主の三組合各代表を夫々招き解決方を懇惄し、三組合各々三名宛の委員を選出し調停者立會の上公平なる賃率を協定すべきことを提案したるところ、各組合とも之を容れたので、十一日午前十時より再び門司水上署に警察當局並に調停者立會して三組合代表者三名參加の上協議會(本代表者會議は將來とも右三者間の問題に就き協議すべき常設機關となしたのである)を開催調停者の斡旋に依り午後七時過ぎに至り次の通り解決したのである。